

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成19年度決算(森林保険特別会計)

・歳入歳出決算の概要

(単位：百万円)

歳入		歳出	
森林保険収入	11,575	森林保険費	3,918
保険料	2,616	森林保険業務費	1,304
前年度繰越資金受入	8,959		
雑収入	270		
合計	11,846	合計	5,223

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 6,622 百万円

(剰余金が生じた理由)

甚大な被害が発生しなかったため。

(剰余金の処理の方法)

剰余金の額 6,622百万円のうち翌年度に繰り越す必要がある未経過保険料、支払備金 8,177百万円を控除すると決算上 1,554百万円の不足が生じる。

この不足金については、「特別会計に関する法律」第154条第2項の規定により積立金から補足する。

・平成19年度末における積立金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) 16,837 百万円

(平成19年度決算により積立金から補足する額) 1,554 百万円

(積立金の目的)

森林保険事業を行う会計の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

積立金の水準について、民間保険会社の経営健全性を判断するための基準として、ある「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を「保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝保険金等の支払余力総額／

(通常の予測を超える危険に相当する額×1/2)×100

①保険金等の支払余力総額＝積立金 153億円(平成19年度決算処理後)

②通常の予測を超える危険に相当する額の2分の1の額＝52億円

(通常の予測を超える危険に相当する額104億円の内訳)

ア 一般保険リスク=11億円(保険金基準リスク…その他の保険を適用)

(直近3年(H17~H19)の平均支払保険金×リスク係数34%)

イ 巨大災害リスク=90億円(過去最大の金額被害率等を基に算出)

(算定方法:過去最大(H3)年齢別事故率×平成19年度末責任保険金額)

ウ 経営管理リスク=2億円(各リスク合計の2%)

(一般保険リスク+巨大災害リスク)×2%

③保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率=①/②×100≒294%

※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

森林国営保険法(昭和12年法律第25号)第2条第2項により、「保険料ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」とされ、森林国営保険法施行令(昭和28年政令第245号)第1条で「保険料率は別表第1によるものとする。」とされている。料率を定める際には、過去30年の事故率を基に長期的に収支が均衡するように保険料率を設計している。

なお、概ね3年毎に定期的に事故率の見直しを行い、必要に応じて保険料率を改訂することとしている。

森林保険特別会計に関するお問い合わせ先 林野庁森林整備部研究・保全課 森林保全推進室保険経理班歳入係 (代表)03-3502-8111(内線)6218
--